

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防・生活支援サービス事業者の指定の取消しについて

介護保険法（以下「法」という。）及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、下記のとおり指定を取り消したのでお知らせします。

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社イー・ケア
- (2) 代表者 代表取締役 中野 久仁子
- (3) 所在地 大阪府松原市南新町五丁目1番40号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 イー・ケア ヘルパーステーション
- (2) 所在地 大阪府松原市南新町五丁目1番40号
- (3) 事業種別 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス
- (4) 指定年月日 平成26年12月1日（訪問介護）  
平成30年4月1日（介護予防訪問介護相当サービス）

3 指定取消年月日 令和4年7月19日（効力発生日：令和4年8月1日）

4 指定取消しの理由

(1) 人員基準違反（法第77条第1項第3号）

- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその業務に従事し、常時勤務する管理者を置かなければならないとされているにも関わらず、令和3年4月から同年6月までの間、管理者が常時勤務していなかった。また、令和4年1月10日から同年3月31日までの間、実態として管理者を配置していなかった。
- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常時勤務する訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならないとされているにも関わらず、少なくとも令和2年3月1日から令和3年7月頃までの間及び令和4年3月中、実態としてサービス提供責任者を配置していなかった。

(2) 運営基準違反（法第77条第1項第4号）

- ・ 管理者による従業員の管理及び業務の管理等が一元的に行われておらず、また、従業員への運営基準遵守のための指揮命令もおこなわれていなかった。
- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないとされているにも関わらず、これを作成していなかった。また、サービス提供責任者以外の者が作成した訪問介護計画書を、サービス提供責任者が作成したかのように偽装した。

(3) 不正請求（法第 77 条第 1 項第 6 号）

- ・ 実態として配置すべき従業者の基準を満たしていなかった期間があるにも関わらず、これを指定権者に届け出ず事業を継続し、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・ 介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていなかったにも関わらず、これを満たしているとする虚偽の計画書を提出し、当該加算分の介護給付費を不正に請求し受領した。

(4) 不正又は著しく不当な行為（法第 77 条第 1 項第 11 号該当）

- ・ 実態としてサービス提供責任者としての業務を行っていない者をサービス提供責任者とする虚偽の変更届出書を提出し、人員基準を満たしているかのように偽装した。
- ・ 実際の配置日とは異なる日にサービス提供責任者を配置したとする虚偽の変更届出書を提出し、人員基準を満たしているかのように偽装した。

(5) 介護保険法等法令違反（法第 115 条の 45 の 9 第 6 号）

- ・ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業と一体的に運営する指定訪問介護事業において、介護保険法に違反する前述の不正が行われていた。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費等を支給した市町に対し、令和 2 年 7 月から令和 4 年 3 月まで不正に請求し受け取った 67,168,522 円を返還させるほか、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（介護保険法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。

※介護予防訪問介護相当サービスについては加算の対象外